### 『紀伊続風土記』の編纂過程

### ―尾鷲組大庄屋文書を中心として―

### 脇田 大輔

#### はじめに

や本草方の小原源三郎といった、藩の学者らも名を連ねた。一郎好古(以下「模一郎」)であり、また編纂担当として国学者の本居大平編纂事業の総裁に抜擢されたのは、当時同藩の奥詰儒官であった仁井田模

八四一)年に、藩は江戸幕府へ完成した『続風土記』を献上した。は三十三年後の天保一〇(一八三九)年のことであった。その後、同十二(一道のりは、決して順風満帆ではなかった。作業は幾度も中断し、完成したの紀州藩の知を結集して編纂にあたった『続風土記』であるが、完成までの

りである荘や郷ごとにまとめて取り上げている。 上げている。各郡の冒頭で「総論」を述べ、そして各浦村を中世的なまとま部郡・那賀郡・伊都郡・在田郡・日高郡・牟婁郡・高野領の順に各郡を取り紀伊国全体の概要を述べている。その後、若山(和歌山城下町)・名草郡・海紀伊国全体の概要を述べている。その後、若山(和歌山城下町)・名草郡・海

数・人数・位置・地形・社寺・城跡・古堤・池・旧家・孝行人などについて(各浦村の記述については、多少の異同はあるものの、おおむね田畑高・家

について述べられている。述べている。さらに、附編として高野山之部、紀伊国内の古文書、神社考定

は紀伊国に属していた。そのため、『続風土記』には本市の情報も含まれて郷土史研究と『続風土記』 筆者が勤務する三重県尾鷲市は、江戸時代に

進んでしまったと考えられる。

九)年の伊勢湾台風によっても大きな被害がもたらされ、史料の損失が一層には、昭和十九(一九四四)年に起きた東南海地震や、昭和三十四(一九五の大庄屋宅が流失し、宝永以前の公的書類の大半が流失してしまった。さら本市はかつて、宝永四(一七○七)年の大地震に伴った大津波により、時本市はかつて、宝永四(一七○七)年の大地震に伴った大津波により、時

土記』の記述を参照したと思われる記述が数多く見受けられるのである。これまで本市が刊行した『尾鷲市史』をはじめとした郷土史本にも、『続風立記』は、参照すべき基本史料の一つとして長年活用されてきた。でなく、名所旧跡や歴史、伝承などといった、編纂当時以前の情報も含まれでなく、名所出跡や歴史、伝承などといった、編纂当時の情報だけ

価されたからでもあったと考えている。はなく、紀州藩が主導で編纂にあたった公的な地誌であるという点が高く評れ続けてきた理由として、『続風土記』が一個人の執筆による私的な地誌で『続風土記』の編纂手法 ところで筆者は、本市で『続風土記』が活用さ

作業に取り組んだ。報告書を基に、現地での踏査や聞き取りを実施し、その成果を踏まえて執筆報告書を基に、現地での踏査や聞き取りを実施し、その成果を踏まえて執筆目を提示し、報告書の提出を求めた。その後、各浦村を巡見し、提出させた編纂にあたった模一郎らは、まず紀伊国内の各浦村に対して詳細な調査項

とで、『続風土記』に対する信頼性は培われたと考えるのである。「公的地誌」という性格に加え、こういった丁寧な編纂手法がとられたこ

『続風土記』の編纂過程 ところで、前述した編纂手法については広く知 「続風土記」の編纂過程 ところで、前述した編纂手法については広く知 「続風土記」が完成するまでの三十三年間における編纂過程 が発表された(笠原二○一五)。これにより、牟婁郡における『続風土記』が完成するまでの三十三年間における編纂過程 が発表された(笠原二○一五)。これにより、牟婁郡における『続風土記』が完成するまでの三十三年間における編纂過程 が発表された(笠原二〇一五)。これにより、牟婁郡における『続風土記』が完成するまでの三十三年間における編纂過程 が発表された(笠原二〇一五)。これにより、牟婁郡における『続風土記』 本語』の編纂過程がかなり具体的に把握できるようになった。

「口熊野」と「奥熊野」 しかし、笠原氏が検討史料の収集・整理の主な対 「口熊野」と「奥熊野」 しかし、笠原氏が検討史料の収集・整理の主な対 の編纂過程は地域によって異なることが考えられる。

らかにできると考える。 野」の両地域における研究成果を合致させることで、はじめて編纂過程を明が可能なのだと考える。その場合、牟婁郡においては、「口熊野」と「奥熊郡の成果を集約することで、初めて紀州藩が行った編纂過程を復元すること郡の成果を集約することで、初めて紀州藩が行った編纂過程を復元することよって、筆者は笠原氏の研究成果を、「奥熊野」を含めた他地域へそのまらかにできると考える。

の『続風土記』関係史料が確認できた。料から『続風土記』関係史料の抽出・整理を行った。その結果、計四十二点熊野に属した本市が所蔵する「尾鷲組大庄屋文書」をはじめとした古文書史熊野に属した本市が所蔵する「尾鷲組大庄屋文書」をはじめとした古文書史

の所収史料も適宜取り上げた。ができるよう、笠原氏が取り上げた史料をはじめとした、他市町村史や文献ができるよう、笠原氏が取り上げた史料をはじめとした、他市町村史や文献また、地域に縛られずに、『続風土記』の編纂過程を通史的に把握することた史料を紹介しつつ、奥熊野における『続風土記』編纂過程に迫ってみたい。よって本稿では、それらの中から編纂過程を窺う上で有用であると判断し

### 文化年間の『続風土記』編纂

### 〇文化三 (一八〇八) 年

纂所(風土記方役所)は和歌山城内の西ノ丸に設置された。 電流、林謙之丞、岸常太郎、本居大平、小原源三郎らが担当者として名を連 工郎、林謙之丞、岸常太郎、本居大平、小原源三郎らが担当者として名を連 近に、山本源の命を仁井田模一郎に下した。模一郎を総裁とし、山本源 では風土記』編纂の命を仁井田模一郎に下した。模一郎を総裁とし、山本源 は風土記』編纂の命を仁井田模一郎に下した。模一郎を総裁とし、山本源

### 史料一 『南紀徳川史』第二冊 四七〇頁

右ハ紀伊続風土記新撰獻呈之儀 幕府之布令ニヨリテ此任命アリ摸一、八月晦日仁井田摸一郎初へ紀伊続風土記新撰之事ヲ被命

至テ大成 幕府へ獻セラル事ハ 顕龍公同年十一月之條ニ詳也就キ考窮調査或ハ暫ク中廢ノ事等アリテ全ク三十三年ヲ経、天保十年ニ對、繕写ヲ分擔、局ヲ和歌山城内西之丸ニ開キ編集着手各郡巡回実地ニ国学者本居大平、本草方小原源三郎等数人へも被命、各纂修、助纂、校国出獨禮格十人扶持ヲ賜ル此時儒官山本源五郎授読林謙之丞、岸常太郎郎名ハ好古仁井田助左衛門ノ男少壮漢学ヲ能シ無足ニテ奥詰儒官ニ被郎名ハ好古仁井田助左衛門ノ男少壮漢学ヲ能シ無足ニテ奥詰儒官ニ被

結論にいたった。 略) 文化之初有台命俾 り上げられた史料をはじめ、 しかし、次のような理由から、本一文の解釈については検討を要するという 略)」という一文が「幕府之布令」を示す史料ではないかと推測していた。 誌編纂の指示を与えた史料は見当たらない。そこで筆者は当初、 編纂のきっかけ 「進紀伊続風土記啓」 「幕府之布令」があったことを述べている。前述した笠原氏の論文で取 ところで、 本藩進續風土記於是開館置局命臣等以撰修之事 (模一郎による記述。以下「啓文」)にみえる、「(前 管見の限りでは、幕府から当該期に紀州藩へ地 史料一には、『続風土記』 編纂のきっかけとし 『続風土記』 (後

史料と解釈できる。 「文化之初」については、「文化初年」、もしくは「文化年間の始め頃」と 早に 「文化之初」が示す正確な年代が分からずと ま、この一文は『績人(藩主)の命」と解釈することもできる。仮に「台命」 「対軍の命」と解釈すると、「文化之初」が示す正確な年代が分からずと といったように、二通りの解釈が可能である。つまり、正確な年代は、この語いったように、二通りの解釈が可能である。つまり、正確な年代は、この語いったように、二通りの解釈が可能である。

ることも可能なのである。が、藩主によって『続風土記』編纂を指示されたことを示す史料だと解釈すが、藩主によって『続風土記』編纂を指示されたことを示す史料だと解釈す命は文化三年であるため、「文化之初」の中に含まれる。よって、この一文しかし、「台命」=「藩主の命」と解釈した場合も、前述したように藩主のしかし、「台命」=「藩主の命」と解釈した場合も、前述したように藩主の

と表記したのではないかと考える。記載されたものである可能性が高く、それにより「藩主の命令」を「台命」配載されたものである可能性が高く、それにより「藩主の命令」を「台命」風土記』を提出した日を記載している。そのため、本啓文は、藩主に対して風土記』を提出した日を記載している。そのため、本啓文は、藩主に対して『続見られず、奥付も天保十年三月十五日、すなわち模一郎が藩主へ完成した『絵の上のではないかと考える。

検討する必要があろう(E)。 時代に編纂された『南紀徳川史』の記述にしかみられないため、今後さらにのきっかけを「幕府之布令」によるものという点については、現状では明治すとも捉えられるため、本啓文の解釈については、なお検討を要する。編纂すともだがって、本啓文の「文化之初有台命俾」が文化三年の藩主の指示を示したがって、本啓文の「文化之初有台命俾」が文化三年の藩主の指示を示

伝わっていたことが指摘できる。 伝わっていたことが指摘できる。 伝わっていたことが指摘できる。 にわっていたことが指摘できる。 におっていたことが指摘できる。 におっていたことが指摘できる。 におっていたことが指摘できる。 には、に井田模一郎のことであろう。 に禁組 に対して、近々『続風土記』の編纂を におっていたことが指摘できる。 治室による『続風土記』編纂の命が 満村へ通達された事前情報(史料二) 治宝による『続風土記』編纂の命が

の情報共有や協力要請という意味合いで、本状は発出されたのであろう。ている。おそらく当該期は編纂方針の検討時期であり、本格的な作業開始前ている。おそらく当該期は編纂作業で必要な際はすべて差し出すようにと述べ詳細に分かる資料を提出することや、地士等が所有する旧記、紀伊国につい詳細にかたって、模一郎は各浦村に対して、地方(第)・人別等のことまで編纂にあたって、模一郎は各浦村に対して、地方(第)・人別等のことまで

## 史料二 尾鷲組冊子No五四九「御用留A」所収

(\*二行取りの記載は「[口六郡/両熊野]」のように示した。以下同)

在々江廻状出ス

申遣候、以上指遣候条、書面之趣、各組下在々其地士帯刀人等も心得さセ可被申候、仍之指遣候条、書面之趣、各組下在々其地士帯刀人等も心得さセ可被申候、仍之別紙之通御年寄衆被仰聞候由、右写壱通御勘定奉行衆ゟ被指越候ニ付、右写

九月廿三日 竹田槙右衛門

浜地土井速水石原南

東鳥居北沢脇宛

尚々早々順達可有之候、皆済候ハム戻し可被申候、以上

被申候、以上別紙之通御年寄衆被「仰聞候ニ付、右写壱通さし遣候、書面之趣、相心得可別紙之通御年寄衆被「仰聞候ニ付、右写壱通さし遣候、書面之趣、相心得可

九月六日 土生廣右衛門

[口六郡/両熊野] 宛

為御心得申遣候、以上 為御心得申遣候、以上 の機御用二付、紀伊続風土記新撰被仰付筈二付、右元懸候御用人が御用筋ニ而申談候筋者、地方并人別等之儀迄も候、夫ニ付、右懸候御用人が御用筋ニ而申談候筋者、地方并人別等之儀迄も を細申聞品ニ寄其役所帳面とも相渡シ程々相心得、在中地士其外家ニ持伝へ 委細申聞品ニ寄其役所帳面とも相渡シ程々相心得、在中地士其外家ニ持伝へ 委細申聞品ニ寄其役所帳面とも相渡シ程々相心得、在中地士其外家ニ持伝へ を ので、大二付、紀伊続風土記新撰被仰付筈ニ付、右元懸候御用人江被 の付

九月廿八日 木本組

尾ハし 相か 長しま 御組々

〇文化四 (一八〇九) 年

に対して、浦村の調査報告書の提出を求め、また報告書に記載すべき項目の調査依頼と調査項目書の提示(史料三・四) 文化四年に入ると、藩は各郡

点をまとめて保管していたと考えられる。

器物等有之候ハ、書上候様ニとの御通詞ひかへ」と書かれた表紙を付し、二化四年卯五月 神社佛閣由緒縁起地士由緒其外高山名所古跡何ニ不寄古キ化四年卯五月 神社佛閣由緒縁起地士由緒其外高山名所古跡何ニ不寄古キ直項目書と推測する史料は、文化四年四月に発出された史料二点である。指示書も発出した(以下「調査項目書」)。本市に残る史料の中で、筆者が調指示書も発出した(以下「調査項目書」)。本市に残る史料の中で、筆者が調

一点を御用留に綴じられた順に確認していこう。ところで、この二点は、それぞれ差出人と宛先、発出日も異なっている。

記載している。

四月二十一日付寺社奉行の調査項目書(史料三) 一点目は、四月二十一日四月二十一日付寺社奉行の調査項目書(史料三) 一点目は、四月二十一日四月二十一日付寺社奉行の調査項目書(史料三) 一点目は、四月二十一日四月二十一日付寺社奉行の調査項目書(史料三) 一点目は、四月二十一日

とが求められた。されており、浦村の役人ではなく各々の寺社が調査して報告書を作成するこされており、浦村の役人ではなく各々の寺社が調査して報告書を作成するこなお、本史料で指示された内容は、支配下の寺社へ御達するようにと記載

等有之候ハ、書上候様ニとの御通詞ひかへ」) 月 神社佛閣由緒縁起地士由緒其外高山名所古跡何ニ不寄古キ器物料三 寺社奉行の通達(尾鷲組冊子心三六〇「触書」所収「文化四年卯五

五月四日在々へ通ル

此度従

公儀御用品ニ付、別紙案文之通相認差出候様寺社奉行中ゟ申来候ニ付、右

取組 別紙とも両通差遣候条、書面之趣、各組下寺社方へ被相達: 一冊ツゝ差出候様取斗可被申候、依之申遣候、 以上 壱組切ニ帳面ニ

五月朔日 三嶋進蔵

石原土井速水浜地 / 南東鳥居] 宛

尚々別紙両通追而戻し可被申候、 以上

奥熊野

御代官中 喜多村孫之永

此度従

社方へ可被相達候、 公儀御用之品ニ付、別紙案文之通相認、拙者共方へ早々差出候様各支配下寺 以上

四月廿一日

上.

尚々本文之品帳面ニいたし一組切ニ相認、弐帳ツ、差出候様可被相達候、 以

神社仏寺建立年月由緒縁起記録有之筋者可差出事

但其寺社之由緒ニ不預事ニ而も、古キかき物持伝有之候ハ、不残可写出事

院宣御教書諸家寄附状何ニ而も古キ文書写し可差出、 若本書紛失

一、惣而古代ゟ伝候記録之侭ニ而可差出、 写し斗伝り有之候ハ、其写を認可差出事、 此節新二述作、又者書添出候二者 但其品可書加事

、寺領社領之事

不及事

一、何頃何人ゟ 寄附

、何頃ゟ

御当家ゟ

何石

公儀御朱印 何石 断絶

但桑山家浅野家之時代ゟ寄附有之候ハ、其趣可相記

境内四至傍示之内御免之地何程

但境内ニ田畠有之其物成有之共、領と申ニ而者無之間 其品可書出

、知行御切米 祭料 御供米

此差別可書出、 其由緒も相知レ候ハ、可書載

、境内御年貢地書出不及

、諸檀越ゟ田畑寄附之事

実可書出事

、惣而慶長年中頃ゟ以前造作之神社堂塔仏像祭文祭器仏具等有之筋者、 書出其以後も境内ゟ掘出尋出候物有之候ハ、書出候様、 過去帳同断

可

、古キ墓石塔同断

右何れも銘文有之候ハ、其銘写し可差出事

下ケ紙ニ

其儀候事 代々之名を記有之帳面ハ、写し可差出、 蓮花寺過去帳之類ニ而御国ニ而も日高郡湯川家牟婁郡堀内家なと 本文過去帳之儀者、古代名有武士なと記有之筋、 其外元和年中以来之帳者不及 たとヘハ江州番場宿

状と同日に奥熊野代官から大庄屋へ通達されている。本史料では、各浦村が の項目数は三〇以上にも及んでいる。 川などの書き上げ、 調査報告すべき事項を箇条書きで記しており、浦村の名称や惣人数、山・池・ 用人中が勘定奉行を通して各郡へ通達した調査項目書である。寺社奉行の書 四月一〇日付勘定奉行の調査項目書(史料四) 城跡・屋敷跡・古戦場といった史跡の書き上げなど、そ 二点目は、 四月一〇日に御

史料四 勘定奉行の通達(尾鷲組冊子№三六〇「触書」所収「文化四年卯五 神社佛閣由緒縁起地士由緒其外高山名所古跡何ニ不寄古キ器物

穀類木実類海藻魚鳥貝虫草木酒醬油類何ニ而も名物其外大分仕出物

## 等有之候ハ、書上候様ニとの御通詞ひかへ」)

五月四日在々通ル

別帳写し差遣候条、 別紙之趣、 可相調旨御用人中ゟ申来候由、 右案文之通早々被相調、 御勘定奉行衆ゟ被申越候ニ付、 壱組切ニ帳面ニ取組相達可被

依之申遣候、以上

五月朔日

三嶋進蔵

[石原土井速水/浜地南東鳥居] 一宛

尚々別帳追々戻し可被申候、以上

別紙之趣可相調旨御用人中ゟ申来候間 書面之趣相調、 否可被相達候、 以上

高木兵太夫

四月十日

[口六郡/両熊野] 宛

何村何郡何ノ [郷/庄] [昔之名何/領別

新田島何程何年開発

何山高サ何里 何池 何ケ所

何嶋 [地方ゟ何里/廻り何里]

深谷 何谷

何川

田畠樹木有無

一、松原

大塘

山窟 何岩屋 、廣野「東西何丁/南北何丁

瀧 [高サ何間 何瀧] 一、石塁 城跡

屋敷跡 清水 [名有之候ハ、/可書出]

古戦場

枝郷 寺社跡

小名

田地 あさな

牛馬船数

家数人数

産物

綸旨院宣御教書感状其外古キ書物写本之類

、地士大庄屋其外古家筋之輩先祖之事跡相知候向者書付可指出 衣冠武器其外諸道具古代ゟ持伝候器物

先年ゟ海山野川ゟ堀出流寄候器物等委ク可書出事

何社 何郡何 [郷/庄] 何村 神主某何ケ村氏神

末社諸建物

社領

四至境内[無検地/御年貢地

由緒来歴祭器古物古キ書物棟札写し造営年月

[郷/庄] 何村何宗 [本/末] 寺

四至境内[無検地

御年貢地

何寺何郡何ノ

山号院号古ヨリ有之筋ハ可書出

堂塔諸建物

、仏像誰作

開基

縁起

、御朱印

古キ仏具法器

寺附 田畑

御切米御供料 古代之檀那

一、古墓

、寄附状補任状過去帳何ニ而も、 古キ物写本有之候ハ、可書出事

右之通り

ることが分かった。 質問事項を記載し、それに対する回答を下ケ紙にて添付した資料の写本であ のものではない。内容を確認したところ、史料四に記載された項目に朱書で れていた。宮組とは、 じられた御用留には、史料四に続いて「御窺書 他地域から取り寄せた調査項目書(史料五) 名草郡に属した組であり、本史料の原本は元々尾鷲組 ところで、前述した二点が綴 宮組」という史料も綴じら

原本は、五月十三日に由比楠左衛門という人物が渡された資料であったら

たようである。のことであろう。そして尾鷲組は六月十七日に写し終えった「浜地善之亟」のことであろう。そして尾鷲組は六月十七日に写し終え氏」から廻状されたようである。この浜地氏とは、当時木本組の大庄屋であしい。それが「元〆中」によって奥熊野へもたらされ、六月十四日に「浜地しい。それが「元〆中」によって奥熊野へもたらされ、六月十四日に「浜地

本組大庄屋から廻状させたのではないかとみている。において調査報告書を作成する際の参考とすべく、奥熊野代官が借用し、木をまとめたもので、本来は宮組独自の手持ち資料だったと推測する。奥熊野本史料はおそらく、宮組が調査項目書について藩と行った質疑応答の内容

## 史料五 尾鷲 組冊子心三六〇「触書」所収「御窺書 宮組.

(表紙)

「張紙ニて 五月十三日 由比楠左衛門被渡

文化四卯六月十七日写

御窺書

宮組

何村何郡何之 [郷/庄] [昔之名何/段別]

新田畠何程何年開発

(朱書

「本文新田畑之内先年開発近年開発此節開発夫々御高并年暦相記し

可申哉」

「11·11」 下ケ紙ニ本田畑并新田畑開発之品ハ御代官所ニ而可相調ニ付村方ニ

而調ニ不及

(朱書)

何山高サ何里

候山斗ニ而宜哉」
山数多有之村方ハ、小山ニても夫々高サ山名等別株ニ記可申哉、云立山数多有之村方ハ、小山ニても夫々高サ山名等別株ニ記可申哉、云立「本文里数之儀ハ根足ゟ山成ニ里数相積候而可然哉、旦又一村領之内

但小キ山ニ而も名高キ山ハ書出候様、高サハ峠迄坂道何里と可認下ケ紙ニ名有高山之分可書出、常之野山、且村々へ続候山抔書出不及

(後略)

風土記』関係史料ではない可能性も含まれるのである。 たっては目的に関係する記述も見えない。このことから、三点の史料が『続料四では「別紙之趣可相調旨御用人中ゟ申来候」とあるのみで、史料五にい料四では「別紙之趣可相調旨御用人中ゟ申来候」とあるのみで、史料五にいはじめ、本文内に「紀伊続風土記」という用語が一切記されていない。本文本市所蔵調査項目書の問題点 ところで、前述した三点の史料には、表題を本市所蔵調査項目書の問題点 ところで、前述した三点の史料には、表題を

しかし筆者は、①本史料の成立時期が『続風土記』編纂時期にあたる点、のると考えている。 しかし筆者は、①本史料の成立時期が『続風土記』編纂時期にあたる点、のると考えている。 「大塔村史」所収の「紀伊続風土記新撰申達」(文化四年五月十日する点、の『大塔村史』所収の「紀伊続風土記新撰申達」(文化四年五月十日する点、の『大塔村史』所収の「紀伊続風土記新撰申達」(文化四年五月十日する点、の『大塔村史』所収の「紀伊続風土記』に記載されている情報と一致ます。 「おいし筆者は、①本史料の成立時期が『続風土記』編纂時期にあたる点、のると考えている。

### 〇文化四(一八〇七)年八~九月

四か月後、尾鷲組では、各浦村から大庄屋に宛てて、調査報告書が提出され浦村による報告書の提出 勘定・寺社両奉行の調査項目書が到着してから約

ている。現在筆者が確認している史料は次の通りである。

八月提出分 〇須賀利浦 「御尋尓付調べ帳」

九月提出分 ○尾鷲組七ケ在(林・南・中井・堀北・野地・天満・水地)

「風土記書上

○行野浦 「風土記調べ書上帳」

○向井村・矢浜村

「風土記調べ書上帳

在も同様と見てよいだろう。 
在も同様と見てよいだろう。

報告書は、勘定奉行の調査項目書(史料四)に沿って作成されたと考えら ない。各浦村で比較検討したところ、共通事項として、惣人数・家数・田畑 字名の記載などが挙げられる。その他、田畑の石高や開墾年月、池や川、山 では、該当しない箇所に関しては「無御座候」と回答しており、他の十カ村 では、該当しない箇所に関しては「無御座候」と回答しており、他の十カ村 では、該当しない箇所に関しては「無御座候」と回答しており、他の十カ村 では、該当しない箇所に関しては「無御座候」と回答しており、他の十カ村 ないまったと考えられる。なお、須賀利浦の報告書 では、該当しない箇所に関しては「無御座候」と回答しており、他の十カ村 では、該当しない箇所に関しては「無御座候」と回答しており、他の十カ村

している。文化四及び五年の報告書を比較した結果、後者の方は特に産物等尾鷲組五カ在(中井・南・林・堀北・水地)と矢浜村は、再度報告書を提出作成途中の報告書か ところで、後述する文化五年正月から二月にかけて、

していた。の記述の充実化が図られ、さらに寺社の記述に関しては別帳で作成して報告の記述の充実化が図られ、さらに寺社の記述に関しては別帳で作成して報告

利用された「中間報告書」のようなものだったのではないかと推測している。 このことから、文化四年の報告書は未完成のものであり、尾鷲組内でのみ

### 〇文化五(一八〇八)年正月~二月

ように代官へ報告書を提出したのかを窺い知ることができる。とめる際の奥書の書き方についてやり取りを行っており、その史料からどの大庄屋から代官への報告書提出(史料六) 尾鷲組は近隣の組と報告書をま

すなわち、寺社の分は各一冊、村方の分は一冊、計三冊の報告書にして提出認候筈、合帳ニいたし其上大庄屋元奥書いたし候筈ニ御座候」と述べている。については、「寺社共一冊之合帳ニいたし二冊相認候筈村方之儀者、一冊相社之分でそれぞれ記載するつもりだったようである。また、報告書の綴じ方石原次左衛門(長嶋組大庄屋)は、報告書の奥書を村方之分・寺院之分・

するつもりとのことであった。

告書、③尾鷲組内寺院の報告書、の三冊を藩へ提出したと考えられる。らを取りまとめ、最終的に①尾鷲組の村方概要報告書、②尾鷲組内神社の報寺院はそれぞれ個別に提出)の調査報告書を大庄屋へ提出し、大庄屋がそれの提出について、各浦村が三種類(ただし、神社は一冊にまとめているが、の提出にかって、尾鷲組も長嶋組と同様の方法をとったと仮定すると、報告書したがって、尾鷲組も長嶋組と同様の方法をとったと仮定すると、報告書

# 史料六 尾鷲組冊子NI五五一『御用留A』所収 文化五年二月十二日

二月十二日 石原次左衛門 こ月十二日 石原次左衛門 た之通ニ為致可申候、左様御心得さセ可被下候、依之申進候、以上 有候得とも、左候而者指支も有之候ニ付、今日又々申談かへ、当組之儀者 候処、尾鷲組之御振合御申越被下候ニ付、右之通奥書ニ為致候筈相心得被風土記帳面今日ゟ取掛セ候筈ニ御座候、夫ニ付頃日与座衛門ゟ甚七方へ聞合

速水忠助様

土井徳蔵様

尚々当組之義者今日之儀者今日之伝馬ニハ迚も

込罷有候ニ付無是非断申達候、左様思召可被下候間ニ合不申候ニ付、廿六日出ニ御達し被下候様申達候事ニ御座候、此節甚取

村方之分

右者此度御尋ニ付書上申候所如斯ニ右之外御尋之品等ハ無御座候

御座候

辰二月

何浦村役人 印

宛なし

守之分

右之外御尋之品ハ無御座候、以上

辰二月 何村何寺印

社方

右同様

辰二月

前段之通寺社共一冊之合帳ニいたし二冊相認候筈村方之儀者一冊相認候筈、

何村神主誰印

紀伊国内の報告書が出揃うのは、早くとも文化六年九月以後のことであった報告書未提出の浦村の分を提出するようにと記されていた。このことから、日に、藩から代官に宛てた書状が尾鷲組にも通達されており、それによると、中に、藩から代官に宛てた書状が尾鷲組にも通達されており、それによると、中に、藩から代官に宛てた書状が尾鷲組にも通達されており、それによると、報告書の提出期限について具体的に記されたを観点が、

# 史料七 尾鷲組冊子№五五六『御用留(諸達扣)』所収 文化六(一八〇

九) 年九月五日

と考えられる。

迄不洩様認入註文ニ能引合可被指出候、以上右註文之趣ヲ以村枝郷小名其外山川旧跡垣内及寺社名前并村持之社森ニ至全備不致候ニ付取調此節被揃出様、認振之儀ハ、先達而註文相達有之事ニ付、風土記御用ニ付各支配下村々調帳被指出候事ニ候得共、未差出村々も有之、

九月五日

中村新十郎殿

水嶋忠右衛門殿 土生廣右衛門

### 野間久左衛門殿

### 〇文化九(一八一二)年

由緒書等の提出催促(史料八・九) 五月九日、藩は各郡に対して、地士及由緒書等の提出催促(史料八・九) 五月九日、藩は各郡に対して、地士及由緒書等のと思われる。

可被相達候、以上 尤先達而さし出し有之筋且旧記等無之筋者夫々其趣委細書付を以申出候様有之事ニ候、然処右之内未さし出筋も有之事候間、猶相調早々さし出候様、風土記調ニ付先達而地士并ニ帯刀人とも等旧記由緒書等さし出候様相達し

五月九日

青木六兵衛殿

北村伊太夫殿

立石専五郎殿

布施左五右門殿

佐野専兵衛殿水嶋惣右衛門殿

福田兵部殿

# 史料九 尾鷲組冊子16五六六「御用留」所収 文化九年五月(十八日以降)

### 口上之覚

ことの御通詞之御趣、承知仕候尤先達而差出シ有之筋且旧記等無之筋者夫々其趣委細書付ヲ以申上候様有之事ニ候、右之内未タ差出筋も有之事ニ候間猶相調ベ早々差出シ候様、一、風土記調ニ付、先達而地士并ニ帯刀人とも旧事記由緒書等差出候様相達

御座候、依之書付差上申候、以上

ル辰年去未三月両度夫々御達申上御座候、

右之内別ニ旧記由緒書等無

尾鷲組大庄屋

玉置和蔵 印

追而書付御出し被成方ニ奉存候、仍之右得御意候、以上此度風土記筋ニ付拙々ゟ申合候様ニと御別紙之通り御通詞被申付、差進候間

史料八

尾鷲組冊子No五六三『御用留A』所収 文化九年五月十八日

五月十八日 山口文左衛門

玉置速水長井宛

者其元ゟ被申合通書ニ可被及候、仍之申遣候、以上風土記調筋ニ付御勘定奉行衆ゟ別紙之通り申来候付、右壱通さし遣申候、

右

右者風土記御調ベニ付、尾鷲組在々地士中旧記由緒書入念相調べ、

五月十八日 中村新十郎

山口文左衛門殿

土生廣左衛門

#### 申五月

### 中村新十郎様

#### 福田兵部様

る。 るよう求めた。これに対して、尾鷲組は同年六月に所持者無しと報告してい 『南紀士姓旧事記』の捜索(史料一〇) 五月二十日に各郡へ向けて『南紀士姓旧事記』所持者の有無を報告す 藩は、 由緒書等の提出を催促した

に関わる古事録も補綴されたとする。 謄写したとする。なお、時期は不明だが、後半に地士に関する記述と紀伊国 に謄写し、さらには元文五(一七四〇)年に「上國治由来」を序文に加えて 紀士姓旧事記』と題したのが始まりとする。その後、元禄五(一六九二)年 命を受けて調査作成した『紀州地士武功覺書』を、的場源四郎が謄写し『南 (一六五五~五七) に紀州藩の儒学者であった李梅渓及び鳥羽源兵衛(の) が 『南紀徳川史』にその概要が記載されている(い。それによると、明暦年中 『南紀士姓旧事記』は紀伊国の地士や旧家に関する文献であったらしく、

### っていたと言えよう。 編纂担当者らは、 国内の地士等に関する調査・情報収集を積極的に行

前述した地士帯刀人の由緒書きの催促も踏まえると、文化九年頃の『続風

史料一〇

尾鷲組冊子Na五六三『御用留A』所収(文化九年五月二十八日

### 有無之儀早々可被申出候、 別紙之通御勘定吟味役中ゟ申来候ニ付、右写し壱通差遣候、 仍之申遣候、 以 上 各組内相知らべ

### 五月廿八日

### 中村新十郎

### 七組大庄屋中

別紙之通可相達旨御用人中ゟ申来候段御勘定奉行衆ゟ申越候、右者各支配下

〜御達旧記所持致候宿も有之候哉、有無之品早々申出候様御達可被成候、

以

五月廿八日 渡辺門九郎 上

口六郡両熊野御代官宛

尚々点済候ハ、御戻し可被成候、

南紀士姓旧事記

被申出候様

右書此節新撰風土記筋御用之品有之候間、所持之輩も候ハ、其段御用部屋へ

### 〇文化十一 (一八一四) 年

終了していたためであろう(10)。 りの名草・那賀・伊都郡には通達が出されていないが、三郡の調査はすでに 原源三郎が、孫の八三郎、および弟子ら五人を引き連れて各地を巡見する旨 受け取った通達である。これによると、同年二月に編纂担当の一人である小 二月十七日から同五(一八三四)年十月十八日頃まで順次実施された。 三)年三月から同十一(一八一四)年の七月、そして天保三(一八三二)年 土記』編纂担当者による各地の実地踏査(以下「巡見」)は、文化十(一八一 実地踏査(巡見)の御達(史料一一) 本市で確認できた最も古い巡見史料は、文化十一年三月八日頃に尾鷲組が 海士・有田・日高・両熊野(牟婁郡)の四郡に宛てて通達している。 仁井田模一郎をはじめとした、『続風

いとの依頼が記されている。 その際は回答してほしいとのことと、山中の調査では案内の者を付けてほし 史料には、巡見の際にそれぞれの土地の者に質問したいことがあるため、

なお、 この時の巡見は、 牟婁郡までの調査には至っていない。

# 史料一一 尾鷲組冊子№五七〇『御用留A』所収 文化十一年三月八日

無之様可被取斗旨可被為達候、以上小原源三郎義別紙之通申出候ニ付、右両通指遣候書面之趣ヲ以指支

二月廿七日 宇野善右衛門

海士、有田、日高、両熊野御代官宛

小原源三郎

同八三郎

弟子幷下人共

五人

右之通宿々指支無御座様元ノ御通シ可被成下候

戍二月

小原源三郎

戍二月

御別紙之通申来候ニ付、指上申候間、御本文ニて御承知可被成候、仍之申遣

候

三月八日 山口文右衛門

玉キ速水長井宛

# →四日 (一八一五) 年六月二十七日~天保二(一八三一)年二月二

続していたことが指摘されている。 纂事業は完全に止まっていたわけではなく、規模を大幅に縮小しながらも継料がほとんど見られなくなる。しかし、『和歌山市史』によると、この間、編工、天保二年の二月二十四日まで約十五年にわたって、『続風土記』関係史長期にわたる編纂事業の縮小 文化十二年六月二十七日から文政年間を経

そこで、『和歌山市史』等の記述から、十五年間の様子を探ってみよう。

### 【文化十二年】

の時、模一郎の作業補佐として、荻野宗五郎が任命された(三)。務が再開された際に、迅速に作業を進められるようにとの配慮であった。こ務が再開された際に、迅速に作業を進められるようにとの配慮であった。こ記方役所の業務も中断することとなった(三)。そして七月十七日、模一郎は風土記方役所の一時閉鎖(文化十二年六月二十七日、洪水被害によって風土

の報告書を納め、宗五郎と二人で管理した(1回)。 は仁井田宅で書物をすべて引き取り、砂の丸役所へそれら書物と各浦村からは仁井田宅で書物をすべて引き取り、砂の丸役所へそれら書物と各浦村からはとれ、転役によって江戸に向かうこととなった模一郎の代わりに、萩野宗出され、転役によって江戸に向かうこととなった模一郎の代わりに、萩野宗

### 文化十三年

業を進めていたことを示す史料が『田辺万代記』に残されている。 業務引継ぎ以後の編纂作業 業務引継ぎ以降、規模を縮小しながらも編纂作

巡見は実現しなかったと推測している。 さい、巡見に関する通達は確認できていない。実際のところ、この時のの時崖達庵は田辺領の巡見を計画していた可能性があるのである。しかし、査を行うことが記されていた。「不遠内」とあいまいな表現ではあるが、これ以後、巡見に関する通達は確認できていない。実際のところ、この時のでは、巡りに、当社の調を(15)。

### 【文政一〇年】

政年間においても、規模を縮小した編纂作業は継続していたと推測できよう。合、源一郎へこのような任命が下されるはずはないので、このことから、文土記御用下調手伝を命じられている○★。編纂作業が完全に中断していた場文政十(一八二七)年正月二十八日に、仁井田源一郎(模一郎の子)が風

## 二 天保年間における『続風土記』編纂作業

### 〇天保二 (一八三一) 年

二日には、息子の源一郎も風土記新撰御用を仰せつかった(1.0。の時をもって、ようやく編纂事業が本格的に再開したのである。次いで四月月二十四日、模一郎は三度目の風土記新撰御用筋頭取に任命された(1.1)。 こ編纂事業の本格再開 文化十二年の洪水災害から約十五年後の天保二年二

た史料から、「組絵図」の作成要項を見てみよう。 三年)三月中迄」に「組絵図」の作成と提出を求めている。田辺組に残され<mark>組絵図の作成依頼(史料一二)</mark> 一一月頃、藩は各郡に対して、「来辰(天保

絵図の作成要項(史料一二) 絵図は「一組につき一枚」作成し、絵図の端級図の作成要項(史料一二) 絵図は「一組につき一枚」作成し、絵図の端径については、村間の距離が、壱町の場合は曲尺で五歩の割合、村名を書く際は、丸または角などの中に書くようにとのことであった。村間を書く際は、丸または角などの中に書くようにとのことであった。村間を書く際は、丸または角などの中に書くようにとのことであった。村間を書く際は、丸または角などの中に書くようにとのことであった。村間距がされている場合は、「元村」を計測地点に設定することとされた。また、村名を書く際は、丸または角などの中に書くようにとのことであった。村間距付名を書く際は、丸または角などの中に書くようにとのことであった。村間距付の場合は五寸、壱里の場合は壱尺八寸の割合でそれぞれ描くこととしている(も)

往還道や大きい池も書き記すこととなっていた。記載し、名称がある場合は名称も記載するようにとのことであった。その他、た。また、山は名称がある場合は名称も書き記し、川は大小関わらず絵図にた。また、山は名称がある場合は名称も書き記し、川は大小関わらず絵図に

## 史料一二 『田辺万代記』第十七巻所収 天保二年十一月

### 一、同廿九日晴天

組々絵図注文

村方他組何村へ何町といふ事委ク記すへし一、一組切ニ而壱枚之絵図ニ相成候様、絵図之端ニ而他組江続たる所者、此

元村を用ふへし、村名を書候ニ者丸之内又者角なとの内へ書し候様中央迄之町数たるへし、又一村ニ而も人家幾所ニも分レ有之村ハ、其書へし、其町数之取様村之人家有之所之中央より先々村人家有之所之、村々之場所方角を第一不違様ニいたし、村ゟ村迄之間何町との事委ク

- 、村々之町数、壱町ハ曲尺ニ而五歩之割合ニ而、 尺八寸、何れも右之割合を用へし 拾町ハ五寸、壱里ハ壱
- 、重立候寺社有之ハ、記され候程之所ハ書すへし
- 一、山々名ある山ハ名を書すへし、 名有ハ名を書スへし 川も大なるハ勿論小キ河も皆書すへし、
- 一、池も大成者書すへし 、往還之道筋を書すへし
- 右之通

別紙之通風土記方ゟ申来候間、 三月中迄ニ差出し候様 書面之趣を以御領分絵図相認メ、来辰

### 〇天保三 (一八三二) 年

熊野四組内の組絵図に関するやり取りに関わる重要な史料であるため、確認 しておこう。 奥熊野における組絵図の作成 二月十三日、 組絵図の作成に関する情報提供を行っている。本史料は、 奥熊野代官から各組大庄屋へ宛 後述する奥

る。 る相賀組は、作成した絵図を代官へ送り、良し悪しの判断を求めたようであ 代官へ提出された相賀組絵図(史料一三) した紙を絵図へ貼り付けてほしいと願い出た(IO)。 そして相賀組は、 修正が必要な箇所があれば、修正箇所と修正方法を記 史料によると、七組の一つであ

社の書き入れについては、 相賀組の絵図をおおむね良しとしながらも、①山川の名称及び寺 添付する那賀郡池田組の絵図と同様にすること、

> 作成し直す必要はない、と回答した。 ように一丁五歩の割合で絵図を作成済みの場合は、縮尺の変更をして絵図を ②絵図の縮尺で一丁五歩の割合を用いると、山分が場所を取りすぎるため、 丁三歩の割合で作成すること(三一)、③ただし、最初に藩から御達があった

し合わせをし、大きさを揃えて作成することが求められた。 ただし、下ケ紙で、絵図の大きさが各々異なることが無いように各組で申

# 史料一三 尾鷲組冊子№六〇四『来状留』所収 天保三年二月十三日

○風土記方御用ニ付奥熊野郡中一組々ニ而絵図を作り差出候様、先達而委細 組ゟ指出候絵図とも弐枚差遣候間、早々出来立候様可被取斗候、仍之申遣 可被相達、若絵図出来無之候ハ、壱丁三歩之割合ニ出来立候様、 組々大躰絵図出来有之候ハ、、右絵図江那賀郡之通山川之名寺社なと認入 儀張紙被成下候ハ、、組々申合出来可申旨、各斗り伺出候ニ付、其段及取 申遣候事、然ル処相賀組ゟ別紙絵図壱枚被相達、認振之儀右之振合ニ而可 候 来候間、 共、山分等者夫ニ而者場取候付壱丁三歩之割合ニ出来立候様御用人中ゟ申 郡池田組絵図之振合ニ出来立候様、尤絵図好書ニ者壱丁五歩之割合ニ候得 扱候処、随分此通ニ而宜候へ共、山川之名或者寺社など認入候事別紙那賀 宜哉、若認振り悪所も有之候ハ、右絵図江ケ様之所者ケ様ニ相認候様との 以上 御勘定吟味中ゟ申越候、右者最初好書之通壱丁五歩之割合ニ而 依之相賀

二月十三日 下和佐伴右衛門

山田郷助

尚々早々廻達点済ゟ戻し可被申候、 鳥居、 南、 南 奥川、 尤那賀郡絵図をも是又可被戻候、 玉置、 浜田、

(下ケ紙ニ本文之通ニ候へ共、

組々絵図斑々ニ不相成様、大キサ揃

### ひ候様、各可被申合事)

合わせるべきと提案している。 絵図と那賀郡池田組の絵図(言)で相違点が見られるため、池田組の絵図に屋)から相賀・尾鷲・木本組大庄屋に対して、廻状にて廻ってきた相賀組の長嶋組から三組への提案(史料一四) 三月二日、上野十太夫(長嶋組大庄

った。 は、村名を丸印で囲むのに対して、相賀組の絵図は四角印(史料一五)であは、村名を丸印で囲むのに対して、相賀組の絵図は四角印(史料一五)であ具体的に挙げられている相違点は、村名の表記方法である。池田組の絵図

# 史料一四 尾鷲組冊子№六〇四『来状留』所収 天保三年三月二日

左様思召可被下候通り村内之処○ニ書を可申と奉存候、其外共先那賀の振合ニ可致と奉存候、通り村内之処○ニ書を可申と奉存候、其外共先那賀の振合ニ可致と奉存候、下、是又承知仕候、當組之儀も御同様ニ取斗可申候得共、那賀郡之絵図の之外ニ那賀郡ゟ之絵図御見セ被為下候付、相賀之老君御了簡振りをも被仰之外ニ那賀郡ゟ之絵図御見セ被成候処、此節御下ケ有之候付、御廻達被下右、組々絵図相賀組ゟ御達し被成候処、此節御下ケ有之候付、御廻達被下右

異議を唱えた。 尾鷲組の回答(史料一五) 長嶋組大庄屋の提案に対して、尾鷲組大庄屋は、

後略

村名表記の図形変更については、代官から届いた通達(史料一三)では、

堂社の形は墨で書き込み、鳥居は朱で書き込むと述べている。黄色に塗って表記し、在道は一本の朱線で表記し、田地の部分は黄色で塗り、村名以外については、尾鷲組では、往還道は二本の朱線を引き、その中をないため、相賀組と同様に、朱で四角を用いて村名を表記するとしている。相賀組の絵図でおおむね良いとしており、村名について修正は求められてい

る。が読み取れる。加えて、奥熊野では絵図の表記を統一すべきだとも述べていが読み取れる。加えて、奥熊野では絵図の表記を統一すべきだとも述べていることのことから、尾鷲組は相賀組に揃えて作成することを支持していること

# 史料一五 尾鷲組冊子№六〇三『書状留』所収 天保三年三月四日

謹言 認入候様と相心得候、 印ニ候へ共、被仰下候者〇印ニ致候様とハ不被仰下様ニ存候、寺宮社之形チ 形ヲ墨、 組同様□印并往還道朱ニ而二筋引、中黄在道朱ニ而壱筋引、田地ハ黄堂社之 ゟ出候書宜敷との儀ニ付、相賀組より出候絵図村名□印ニ付、当方絵図相賀 御下ケ御座候相賀組ゟ出候絵図并ニ那賀郡ゟ出候筋とも弐枚相廻り、相賀組 筆致啓上候、 鳥居朱、 然者組々絵図之儀ニ付、 右之通大躰二出来立候儀二御座候、 奥熊野ハ斑々ニ不相成様致度候、 上野氏ゟ之廻状致承知候へ共、 尤那賀郡ゟ出候筋ハ○ 右得御意申候、 此頃

玉置理兵衛

三月四日

浜田善三郎様

上野十太夫様

答を見てみよう。 | 代官へ絵図の確認を依頼した相賀組大庄屋の回相賀組の回答(史料一六) | 代官へ絵図の確認を依頼した相賀組大庄屋の回

相賀組は、代官の通達(史料一三)にあった、絵図の縮尺について発言し

その他、寺社も書き加え、寺面については四角で表記するとした。うである。よって、相賀組も、絵図を一丁三歩に縮めて作成するとしている。いるようにみえることから、正式な指示があったのではないかと推測したよ成する必要は無いとしているが、池田組の絵図が一丁三歩の割合で描かれてている。代官は、一丁五歩の割合ですでに作成してしまった場合は改めて作

# 史料一六 尾鷲組冊子№六〇四『来状留』所収 天保三年三月五日

御申越之通絵図をち、め宮寺を書加へ、寺面も□ニ可仕候、 御状忝拝見仕候、然者組々絵図之儀ニ付、 意申候、 越之通当組御用心相認メ可申候、 儀者如何御心得被成候哉、又者那賀郡大庄屋之御心持共奉存候、此余ハ御申 図御下ケ御座候ハ、絵図面広く相成不申候様見合御下ケ有之事と存、私方者 く可相成候間、 而相達候所、 以上 右絵図此度御下ケ有之認メふり宜ク候得共、山分ニ而者絵図広 壱丁三歩之割ヲ以相認メ候様との御事ニ御座候、尤那賀郡絵 当御状長嶋へ相達可申候、 私共愚案を以相認メ為御伺、 然ル所長嶋組之 依之御答迄得御 先達

玉置理兵衛様

三月五日

浜田善三郎

奥村惣四郎様

れの意見を聞いた結果、次のように作成することに決めた。 長嶋組が出した結論(史料一七) 長嶋組は相賀・尾鷲組に対して、それぞ

- 絵図の村名は相賀組の絵図と同様に四角印を用いる。
- 往還道、在道、堂社の形や鳥居の表記は尾鷲組と同様に表記する。
- ったため、表記しない。・しかし、尾鷲組が述べていた田地に関しては、藩からの指示がなか

・縮尺については、一丁三歩とする。

考えられる。れたならば、尾鷲組を含めた四組は、絵図を新たに作成し直し、提出したとれたならば、尾鷲組を含めた四組は、絵図を新たに作成し直し、提出したと各組と代官の意見を織り交ぜた結果となった。このやり取りの通りに行わ

# 史料一七 尾鷲組冊子№六〇四『来状留』所収 天保三年三月六日

一、当組者場広ク御座候付、絵も大キク相成候付、五歩ハ相止メ三歩と取斗(の組々絵図之衛付、委細御書面之趣、拝承知仕候、然者相賀組ゟ出候絵図之の組々絵図之儀付、委細御書面之趣、拝承知仕候、然者相賀組ゟ出候絵図之の組々絵図之儀付、委細御書面之趣、拝承知仕候、然者相賀組ゟ出候絵図之の組々絵図之儀付、委細御書面之趣、拝承知仕候、然者相賀組ゟ出候絵図之

浜田善三郎様

上野十太夫

玉置理兵衛様

又尚々田地ハ相賀組ニも書入不申候尚々浜田御氏へ申達候玉置御氏ゟ之書面之付本文之通御承知可被下候、以上

納杏仙を伴い、田辺領から新宮周辺まで巡見を行う旨を通達している。通達牟婁郡の巡見(史料一八) 仁井田模一郎は十月二七日頃、息子源一郎と加

は、十一月六日頃のことであった。た々へ通達するとのことであった。なお、この通達が尾鷲組まで到着したのでは、各組の大庄屋に案内を依頼しており、また順路については現地から

『田辺万代記』(川) によると、当初模一郎らは十一月三日に和歌山へ帰着しする予定であったが、五日に延期し、さらに十日に延期となったようである。『田辺万代記』(川) によると、当初模一郎らは十一月三日に和歌山を出立

### 

廻状出候

辺迄与有之候得共、猶為心得申遣候、以上別紙之通御勘定奉行衆ゟ被申越候仁井田模一郎ゟ之書面ニ者、田辺領ゟ新宮

十月廿七日 下和佐伴右衛門

山田郷助

七組

大庄屋中宛

尚々早々順達点済ゟ木本御代官所江可被戻候、以上

十一月六日組内江廻状出ス

取斗可被申候、已上別紙之通仁井田模一郎申遣候旨御用人中ゟ申来候付、右壱通差遣候書面之趣

十月廿七日 野間久左衛門

山田郷助殿

し候、以上尚々別紙書面之趣両家老江も申遣候間此段可被相心得、尤別紙者追而可被戻

### 仁井田模一郎

順路之儀者順在先ゟ先々江可申遣奉存候、已上付大庄屋案内ニ出諸事差支無之様取斗可申旨先触被成下候様仕度奉存候、尤此度風土記調御用ニ付仁井田源一郎加納杏仙同道田辺領ゟ新宮辺迄罷越候

十月

### 〇天保四 (一八三三) 年

古史料の再調査依頼(史料一九) 天保三年十一月の田辺組までの巡在が終古史料の再調査依頼(史料一九) 天保三年十一月の田辺組までの巡在が終古史料の再調査依頼(史料一九) 天保三年十一月の田辺組までの巡在が終

が見える。したがって、寺社に関する再調査依頼と捉えられよう。指示は、前述した文化四年の寺社奉行の通達(史料三)にもほぼ同様の文章ただし、この史料にみえる「神社仏閣…(中略)…不残可写出事」という

史料についても再調査と再報告を求めていたことが分かる。うに記述されている。このことから、寺社だけでなく、地士らの所有する古また、本文末尾には「地士・帯刀人・医師・寺社へも申し合わせをするよ

回答している。 提出は同年九〜十月であり、文化五年辰年に報告したもの以外は何もないと提出は同年九〜十月であり、文化五年辰年に報告したもの以外は何もないる。

月十日に田辺を出発した模一郎一向は、大辺路を通り、富田組から口熊野の持ち越された奥熊野巡見 「風土記御用留控帳 北山組」(IIII)によると、十

引き返したようである。の見分を開始した。そして、十二月朔日には新宮での調査を終え、和歌山への見分を開始した。そして、十二月朔日には新宮での調査を終え、和歌山への後、各浦村の調査を順次実施し、十月二十三日には新宮領へ到着し、周辺安宅組を経て、周参見へ向かい、十一日に周参見の見分を開始している。そ

ったのである。 すなわち、尾鷲を含む奥熊野地域の見分は、次回に持ち越されることとな

### 

配之寺社江御達可有之候、以上風土記調御用ニ付、別紙案文之通相認、拙ハ役所江早々指出候様、各取次支風土記調御用ニ付、別紙案文之通相認、拙ハ役所江早々指出候様、各取次支

九月三日

尚々本文調書帳面ニいたし一組一帳ツ、ニいたし二通りツ、差出候様御達

可有之候、以上

二申談候儀も可有之候ニ付、右之段も心得可被相達候、以上一、当月下旬頃ニ者風土記調筋ニ付、仁井田模一郎順在可致候間、同人ゟ直

神社仏閣建立年月由緒縁起記録有之筋者可書出事

日

但其寺社之由緒ニ不預事ニ而も古キ書物持伝有之候ハ、不残可写

出事

別紙之通御勘定奉行衆ゟ被申越候間在々江相心得さセ可被申候、依之申遣候、

九月十八日

以上

山田郷助

七組大庄屋中、加田、中野 宛

尚々地士帯刀人并医師寺社江も各ゟ可被申合候、以上

### 〇天保五 (一八三四) 年

いる。前回の調査が未完だったらしく、巡見は新宮領の川之内組から開始す五日、模一郎は奥熊野に対して、近々巡見を実施する予定であると通達して最後の巡見(史料二〇) 新宮領の調査終了から約十か月後の天保五年九月

るとのことであった。

**尾鷲組の巡見とその後** 今回の調査では、尾鷲組における巡見の様相を具体 中月朔日から十四日に行われたと推測している。 十月朔日から十四日に行われたと推測している。

その後、紀伊国最北端の長嶋組領内の巡見を行い、調査は終了した。なお、大台ヶ原山の調査については、十月十八日に完了したようである。

# 史料二〇 尾鷲 組冊子心六〇六 『来状書。状諸達留』 所収 天保五年九月五

、 之趣差支無之様可取斗旨可被相達候、以上 此度風土記就御用仁井田模一郎別紙之通申出候段御用人中ゟ申来候間、書面

九月五日

仁井田模一郎

候樣、尤新宮領川之内組江罷越候筈、順路之儀者出在先ニ而相通候様仕度候去冬巡在残り有之候新宮領之内組々共大庄屋案内ニ出諸事差支無之様取斗風土記調巡在就御用近々奥熊野江私共初左之通同道罷越候ニ付、同所組々且

間 候様可仕候、 其段先触有之様先御通詞被成下候、 以上 道筋等之儀者出立日段相極候上申達

仁井田模一 郎

仁井田源一 郎

加納兵部 本居弥四郎

# 〇天保七(一八三六)・同一〇(一八三九)・同一二(一八四一)

された(史料二一)。 えられた(こ)。そして、草稿完成から約二年十か月後の天保十年三月十五日、 完成したことにより、模一郎の息子である源一郎が褒美として金二百疋を与 藩主への『続風土記』献上 天保七年五月十七日、『紀伊続風土記』の草稿が 『紀伊続風土記』全一九二巻が完成し、総裁の模一郎から、藩主斉順へ提出

## 史料二 『南紀徳川史』第二冊六〇八頁 天保一〇年一一月条

一、同日紀伊続風土記新撰大成ニ付惣裁仁井田摸一郎へ銀貮拾枚ヲ賜ヒ各係 六日 勤務故ニ其子源 特旨ニ出當公能ク御繼述遂ニ大成ニ至ル數十年ノ内ニハ種々ノ支障變遷 リ奉呈ス巻数惣計百九十貮巻詳ナルハ序文之如シ翌天保十二年十一月廿 員へモ賞賜差アリ該新撰ハ モ免レ難ク時ニ興廢ナキニ非ス惣裁摸一郎ハ儒官侍講君側等常ニ劇職ニ へ新撰惣裁ヲ被命爾後三十三年ヲ経テ本年三月十五日ニ全ク完成惣裁 幕府へ獻呈セラル抑此事タル近世之大著述ニシテ夙ニ 舜恭公之 郎 ·本居彌四郎加納兵部 幕命ニヨリ文化三年八月晦日仁井田摸一郎 ノ如キ専ラ擔任盡力身國内ノ山

> 川ヲ餘サス跋渉探求、古来人跡絶エタル奥熊野大臺ヶ原迄モ實踐無量之艱 楚ニ堪フ眞ニ勉メタリト云ベシ

左ニ序文及纂修人名ヲ揭ク

から借用した史料の返却も行っていたようである。 方役所は編纂作業の事後処理を行った。本市に残存する史料によると、浦村 借用史料の返却(史料二二) 完成した『続風土記』を提出した後、 風土記

いとのことであった。 あった。そして、恭平が冊子を受け取った後、風土記方役所へ知らせてほし 恭平から借用した冊子一冊について、御用が済んだため返却するとのことで 書状が出された。これによると、天保五年十月の巡見の際に、九木浦の九鬼 尾鷲組の場合、天保一〇年八月十二日に風土記方役所から大庄屋へ宛てて

この史料から、模一郎らは巡見時にも、編纂作業に必要と判断した史料を

借用していたことが分かる。

### 史料二二 尾鷲組冊子No六二一『来状留(B)』所収 天保十年八月十二日

差越候様被相達候様ニと存候、仍之申進候、以上 候処、右御用相済候付致返却候間、 風土記御用ニ付先達而巡在之節九木浦九鬼恭平所持別帳壱冊差出請取有之 宜取斗恭平へ被相達候上此表へ右請取書

八月十二日 若山

風土記方役所

尾鷲組

大庄屋中

幕府への『続風土記』献上 天保十年十一月二五日、 模一 一郎は、 『続風土記』

それぞれ褒美を与えられたようである。完成の褒美として銀二〇枚を与えられた(言)。この時、他の担当者らにも、

事業は、これをもって終了したのである。 土記』を献本した。完成まで三十三年の月日をかけた『紀伊続風土記』編纂そして、天保十二年十一月廿六日、紀州藩は徳川将軍家へ完成した『続風

#### おわりに

具体的に明らかにしていきたい。るが、今後は近隣市町村の史料調査も行い、『続風土記』の編纂過程をより述べてきた。筆者の力量不足により、史料の分析が不十分な点も多々みられ以上、本市と他市町村所蔵史料から『紀伊続風土記』の編纂過程について

ったのである。

一今回、関係史料を収集・整理していくことで、筆者自身も『続風土記』の今回、関係史料を収集・整理していくことで、筆者自身も『続風土記』の今回、関係史料を収集・整理していくことで、筆者自身も『続風土記』の

いる。今回の調査成果を、今後は郷土史研究においても活用できたらと考えてる。今回の調査成果を、今後は郷土史研究においても活用できたらと考えてしかし浦村の報告書には、郷土史を学ぶ上で貴重な情報が数多く含まれてい本稿では執筆目的から外れるため、各浦村の調査報告書は掲載しなかった。

- れ、明治三十四(一九〇一)年に完成した紀州藩の歴史書。(一)明治二十一(一八八八)年に紀州徳川家当主の徳川茂承によって編纂が開始さ
- (二) 牟婁郡は、浅野氏時代以降に田辺領・新宮領が配され、かつ新宮領をはさんで二 付がみられる。 信川氏入国後、和歌山に近い地域を「口熊野」、遠い地域を「奥熊野」がら、藩から国内へ通達を出す際に、宛先として「口六郡(牟婁郡以外の六郡)」 「両熊野(牟婁郡のこと。口熊野と奥熊野の総称として使用)」などと記載される例がみられる。
- (三) 「台命」の語意について、『日本国語大辞典』によると、将軍または三公などの合命のほか、転じて貴人の命令を指す語として使用されるという。また『角川古語大辞典』にも、三公の命令であるという意味から転じて、貴人の命令を指す語として使用されるという。また『角川古語語が利用できる可能性はある。
- 所収)一九五頁(参照) がつった (万) 一九五頁(参照) であると、紀州藩では、和歌山・田辺・新宮の城下と橋本は「町たとの」、『和歌山県史』によると、紀州藩では、和歌山・田辺・新宮の城下と橋本は「町
- (六) 『大塔村史』所収「紀伊続風土記新撰申達」文化四年五月十日写参照。(六) 『大塔村史』所収「紀伊続風土記新撰申達」文化四年五月十日写参照。

伊統風土記新撰被仰出候儀ニ付」と『続風土記』編纂が目的であることを明記している。かつ、書状の差出人について、「御勘定奉行から発出されたことを示している。
と記載しており、本史料が勘定奉行と寺社奉行から発出されたことを示している。
この点は、奥熊野においても、代官から史料三と四が一括して各組へ通達されている点が一致している。

編纂関係史料と判断する補強材料となると思う。したがって、本史料との比較結果は、史料三のみならず、史料四も『続風土記』

(七) 筆者は、本市所蔵史料二点、①史料四(四月十日付。五月朔日代官より大庄屋へ発出。)、②史料五(五月一三日宮組入手。六月一七日尾鷲組写)と、『続風土記』の調査項目書と断定できる他市町村の史料二点、③『和歌山県史』近世史料五所収「紀州続風土記御用扣 北山組」(五月付。六月一九日代官より大庄屋へ発出。)、の項目書を比較した。例えば、各史料で述べられている「山」の記述を列挙すると、次のようになる。

### ①一、何山高サ何里

### ②一、何山高サ何里

(朱書)

「孔式」多有之村方ハ、小山ニても夫々高サ山名等別株ニ記可申哉、云立候山斗ニ多有之村方ハ、小山ニても夫々高サ山名等別株ニ記可申哉、云立候山斗ニ多有之村方ハ、小山ニでも大田では、田田では、田田では、田田で

# **ニ而も名高キ山ハ書出候様、高サハ峠迄坂道何里と可認下**ケ紙ニ**名有高山之分可書出、常之野山、且村々へ続候山抔書出不及但小**キ山

#### ③ 一、 何

但小山ニ而茂名高キ山ハ可書載、高サ里数之儀者峠迄坂道何里と可認、右者名有高山之分可書出、常之野山且村々へ続候山などハ書出ニ不及、

#### ④ 一、 何山

### **小山ニ而も名高キ山ハ**可書出、**高サ**里数之儀者**峠迄坂道何里と可認** 右者名**有高山之分可書出、常之野山且**峯之**続候山抔者書出ニ不及、但**し

各史料の項目を比較すると、①と②、③と④はそれぞれ同類の史料であることが分かる。項目の見出しについて「一 何山」と記される点は四点とも一致する。さらに②の下ケ紙の記述事項と③・④の本文を比較すると、太字と傍線で記したようらに②の下ケ紙の記述事項と③・④の本文を比較すると、太字と傍線で記したようた、藩から各郡へ発出された期日と思われる日付を比較したところ、①が最も古た、藩から各郡へ発出された期日と思われる日付を比較したところ、①が最も古た、藩から各郡へ発出された期日と思われる日付を比較したところ、①が最も古た、藩から各郡へ発出された期日と思われる日付を比較したところ、①が最も古た、藩から各郡へ発出された期日と思われる日付を比較したところ、①が最も古た、②・③の前後関係に以上、記載項目に着目すると明らかに③・④と一致していることから、②より関しては、記載項目に着目すると明らかに③・④と一致していることから、②より関しては、記載項目に着目すると明らかに③・④と一致していることから、②より関しては、記載項目に着目すると明らかに③・④と記される点は四点といることがら、②より

ったのではないかと推測する。

で列挙した簡素な項目書を各浦村へ通達した後、各地域が項目に対する質問を藩へ提出し、藩はその回答を下ケ紙に記載して添付した②のような項目書を各地藩へ提出し、藩はその回答を下ケ紙に記載して添付した②のような項目書を各地をで列挙した簡素な項目書を各浦村へ通達した後、各地域が項目に対する質問を

- (八) 『南紀徳川史』巻之百六「郡制第十八 地士録一」参照
- 『南紀徳川史』とは異なる人物名を挙げている。「右南紀士姓旧事記者李一陽(李梅渓の養子)鳥居源兵衛明暦年中(後略)」とあり、(九) 尾鷲市所蔵の『南紀姓氏録』写本(中村山土井家文庫 №四九二)の奥書には
- 郡中幷高野領とも不残巡見」とある。 化)十癸酉年三月より同十一甲戌年七月まて風土記御用にて海士名草那賀伊都(一〇) 「仁井田模一郎」家譜」(『南紀徳川史』第六集所収)によると、「一」同(文

月 風土記巡在覚」(天理大学図書館蔵)の記述から、当該期の巡見について述また、『和歌山市史』第二巻 近世の四二八頁では、崖達庵の「文化十年癸酉三

- さらに野崎組・貴志組・山口組を調査したとする。調査にあたったという。その後、達庵は那賀・伊都郡を三十六日かけて巡見し、遷庵(常太郎)らの紀ノ川流域の巡見調査が開始され、四月晦日まで五十四泊の達成(常太郎) らの紀ノ川流域の巡見調査が開始され、四月晦日まで五十四泊の
- リ、之ニ依テ風土記役所モ相止ム、七月十七日仰渡サレアリ」とあるという。(天理大学図書館蔵)の中に「洪水ニ付、勢州・紀州とも大荒ニテ多ク御損亡ア(一一) 『和歌山市史』第二巻 近世の四二八頁参照。文化十年癸酉三月風土記巡在覚」
- 儀旨但追て調被 仰付候節手戻りに不相成様右調筋其儘御預け被成候間宅「一、同(文化十二)年七月十七日風土記新撰調暫く相止候に付右御用筋不及其(一二) 「仁井田模一郎 家譜」(『南紀徳川史』第六集所収)参照。

にて取調置可申右に付荻野宗五郎差添取調被

仰付

- よろしき様に相い勤むべく候」とあるという。

  (一三) 『和歌山市史』第二巻 近世の四二八頁参照。文化十年癸酉三月風土記巡在覚」
- (一四) 『和歌山市史』第二巻 近世の四二八頁参照。
- (一五) 『田辺万代記』第十三巻 文化十三年五月十六日

(前略)

し候帳面も相添指出可申事 内出立いたし候儀ニ候間可成丈早々相調帳面差出候様右帳面指出し候節此度相戻 内出立いたし候儀ニ候間可成丈早々相調帳面差出候様右帳面指出し候節此度相戻 二付此度之帳面荒々敷候而ハ右役人打廻候節調事手間取弁利不宜候**尤右役人不遠** 一、新撰風土記調方之儀ニ付而ハ右調役人致出在宮宮寺々江入込萬端委敷相調候事

俊略)

- 「一、文政十丁亥年正月廿八日風土記御用下調手傳被 仰付」(一六) 「仁井田源一郎長群 家譜」(『南紀徳川史』第六集所収)参照。
- 「一、天保二年卯年二月廿四日風土記新撰御用筋先達て被 仰付有之通り(一七) 「仁井田模一郎 家譜」(『南紀徳川史』第六集所収)参照。

### 此節より頭取相勤可申旨」

- 「一、天保二辛卯年四月二日風土記新撰御用可相勤旨被 仰付.(一八) 「仁井田源一郎長群 家譜」(『南紀徳川史』第六集所収)参照。
- (一九) 一町=六○間=六○歩とすると、組絵図の縮尺について、次の数値が得られ

る

拾町(=三六○○○寸)を五寸の割合 = 一/七二○○一一町(=六○歩)を五歩の割合 = 一/一二

壱里(=三六町=一二九六○○寸)を壱尺八寸(=一八寸)の割合

尺が変化する。したがって、縮尺が統一されていないため、絵図上では村間距すなわち、記載対象の実測値が拾町未満の場合のみ、絵図へ記載する際の縮= 一/七二〇〇

たわけではなく、このような事情から記載が必要不可欠であったためであろう。藩が絵図に村間距離を記載するよう指示した理由は、単に見やすさを追求し

離が正確に把握できない。

- (二〇) 修正が必要な箇所へ切紙を添付し、切紙へ修正方法を記載するという方法で
- (二一) 一丁(=六○歩)を三歩の割合 = 一/二○

することができる。

- ら「那賀郡池田組」の絵図と判断できる。(二二) 史料本文には「那賀郡之絵図」としか記載されていないが、史料一三の記載か
- (二四) 『田辺万代記』第一七巻(四四四頁) 天保三年閏十一月十八日条参照
- 料五所収) (二五) 「天保四年巳九月ヨリ 風土記御用留控帳 北山組」(『和歌山県史』 近世史
- (二六) 仁井田源一郎長群「家譜」(『南紀徳川史』第六冊四九二頁参照。

「一、同(天保)七丙申年五月十七日風土記新撰草稿出来に付為御褒美金貮

百疋被下\_

<u>二</u>七 仁井田模一郎「家譜」(『南紀徳川史』第六冊四九一頁

「一、同(天保)十己亥年十一月廿五日紀伊続風土記新撰出来に付為御褒美 銀貮拾枚被下」

> 民講座)での報告をまとめたものである。今回の文章化にあたって、展示・報告の際には 紹介できなかった史料をはじめ、それ以後に確認した史料も取り上げた。

く感謝の意を表したい。 文学部近世史研究室教授の塚本明氏、 お世話になった。また、本稿で取り上げた古文書史料の翻刻添削に際しては、三重大学人 本稿執筆のきっかけとなった市民講座に際して、未来のおわせ向上計画実行委員会の 同三年生の塩田奈実氏にご協力をいただいた。篤

(わきた だいすけ 尾鷲市教育委員会学芸員)

#### 参考文献

笠原正夫 堀内信編 堀内信編 所収) 二〇一五「『紀伊続風土記』の編さんと熊野」(『近世熊野の民衆と地域社会』 清文堂出版 一九三〇年初版、一九八九年復刻『南紀徳川史』第二冊 一九三一初版、一九九○復刻版『南紀徳川史』第六冊 清文堂出版 清文堂出版

和歌山県史編さん委員会編 一九九〇『和歌山県史』近世 小山靖憲ほか編 二〇〇四『和歌山県の歴史』県史三〇 白井哲也 二〇〇四『日本近世地誌編纂史研究』 思文閣出版 尾鷲市立図書館 一九七四『尾鷲組大庄屋記録(再版) 山川出版社 自宝永五年 和歌山県 「第二章第二節 至明治初年』

在方の支配

和歌山県田辺市教育委員会編 和歌山県田辺市教育委員会編 和歌山市史編纂委員会編 一九八九『和歌山市史』第二巻 大塔村編 二〇〇五『大塔村史』史料編一 一九九四『紀州田辺万代記』第一七巻 清文堂出版 一九九三『紀州田辺万代記』 大塔村 第一三巻 近世 和歌山市 清文堂出版

中央公民館で開催された「未来のおわせ向上計画」の「地域の達人に教わる勉強会」(市 催した尾鷲市立中央公民館郷土室企画展示の内容と、令和三年一一月二七日に尾鷲市立 本稿は、令和三(二〇二一)年一〇月二五日~令和四(二〇二二)年一月一六日まで開